

(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業
環 境 影 響 評 価 方 法 書

補足説明資料 別添資料

令和 5 年 8 月

パシフィコ・エナジー白山合同会社

補足説明資料 別添資料 目次

別添資料1-1（非公開）	1
別添資料1-2（非公開）	2
別添資料2（非公開）	3
別添資料3（非公開）	4
別添資料4	5
別添資料5	6
別添資料6	8
別添資料7	9
別添資料8	10
別添資料9	11
別添資料10	12

※別添資料1-1、別添資料1-2、別添資料2、別添資料3は検討中のものであり、変更となる可能性が高く、現段階での暫定版であるため非公開といたします。

※検討中のものであり、変更となる可能性が高く、現段階での暫定版であるため
非公開といたします。

※検討中のものであり、変更となる可能性が高く、現段階での暫定版であるため
非公開といたします。

※検討中のものであり、変更となる可能性が高く、現段階での暫定版であるため
非公開といたします。

※検討中のものであり、変更となる可能性が高く、現段階での暫定版であるため
非公開といたします。

(2) 水質の状況

三重県では水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定がなされている県下の公共用水域の水質の常時監視を実施している。

三重県内の令和 2 年度の水質測定地点は海域 27 地点、河川 76 地点となっており、対象事業実施区域及びその周囲の測定地点は生活環境項目が 9 地点、健康項目が 3 地点であり、図 3.1.2-2 に示すとおりである。また、各測定地点における測定結果は表 3.1.2-1 及び表 3.1.2-2 に示すとおりである。

令和 2 年度及び令和 3 年度の生活環境項目の水質測定結果は、いずれの地点でも大腸菌群数を除く他の項目においては概ね環境基準を達成しているが、三ヶ野川青野橋で生物化学的酸素要求量の環境基準を満たしていなかった。健康項目の水質測定結果は、いずれの地点でも環境基準を達成していた。

表 3.1.2-1 公共用水域（河川）の生活環境項目の水質測定結果

項目					水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO) mg/L	生物化学的酸 素要求量 (BOD) mg/L ()内：75%値	浮遊物 質 量 (SS) mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL
年度	調査 主体	水域名	地点名	類型					
R2	三重県	雲出川上流	両国橋	A A	7.9～8.2	8.7～13	<0.5～1.3 (0.8)	<1～2	330～14000
R2	三重県	雲出川下流	大仰橋	A	7.3～8.2	8.3～13.6	<0.5～1.2 (0.9)	<1～8	490～7900
R3	津市	雲出川	赤岩橋	A	7.5～8.1	9.1～13	<0.5～1.5 (1.3)	<1～8	330～7900
R3	津市	三ヶ野川	青野橋	指定 なし	7.1～7.9	8.1～12	2.2～11 (8.7)	2～11	230～22000
R3	津市	榊原川	中村橋	指定 なし	7.3～7.9	8.1～14	<0.5～1.8 (1.4)	1～21	790～35000
R3	津市	長野川	一峯橋	A	7.5～8.1	8.1～14	<0.5～1.7 (1.1)	<1～4	130～14000
R3	津市	波瀬川	八太橋	指定 なし	7.0～7.5	7.7～10	<0.5～4.3 (1.9)	<1～6	23～14000
R2	三重県	中村川	小川橋	A A	6.8～7.8	7.9～18.3	<0.5～0.8 (0.5)	<1～3	330～33000
R2	三重県	長野川下流	長野橋	A	7.7～8.3	8.3～14	<0.5～1.4 (1.2)	<1～17	490～280000
環境基準				A A	6.5～8.5	7.5 mg/L 以上	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	50MPN/100mL 以下
				A	6.5～8.5	7.5 mg/L 以上	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	1,000MPN/100mL 以下

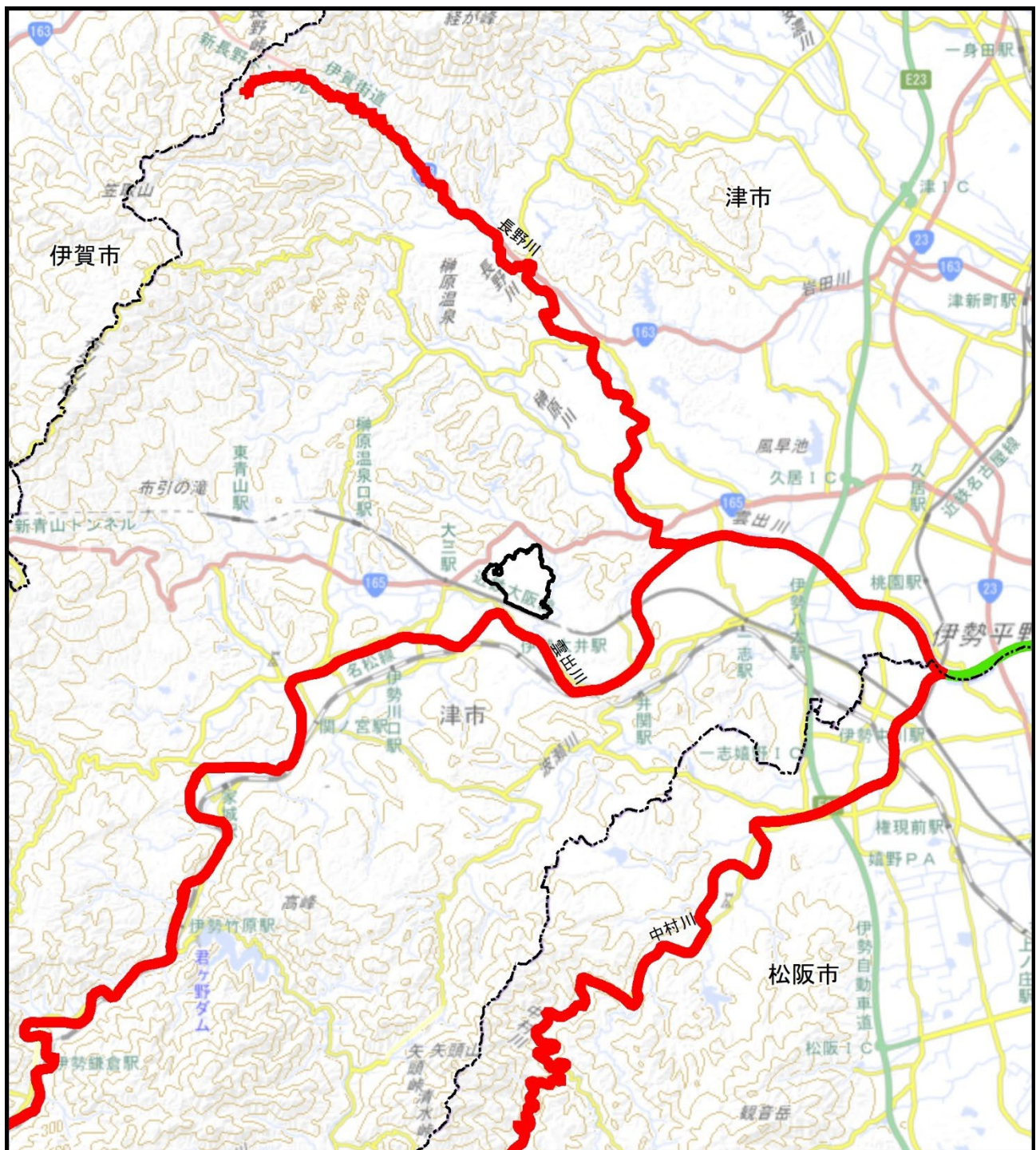
注) 表中の記号「<」は記載値未満を表す。また、数値は年度内の最小値～最大値を示す。

出典：「環境調査結果【河川】(令和 3 年度)」(津市 HP <https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007952/>)

令和 4 年 12 月閲覧

「水環境総合情報サイト」(環境省 HP <https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>) 令和 4 年 12 月閲覧





凡例

- 対象事業実施区域
- 生物A類型
- 生物B類型

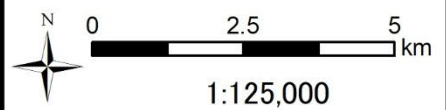


図 3.2.8-1 (2) 水域の生活環境の
保全に関する環境基準類型
指定状況（生物類型）

表 3.1.5-9 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献番号
				I	II	III	IV	V	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ（スナヤツメ類）				VU	VU	1・7・10・12
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ				EN	EN	1・7・10・15
3	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ				EN		12
4			ヤリタナゴ				NT	VU	1・7・15・16
5			アブラボテ				NT	EN	16
6			カワパタモロコ		特二国内	県指定	EN	CR	11・16
7			ハス				VU		7・10
8			カワヒガイ				NT	VU	1・10・12
9			ゼゼラ				VU		7・10
10			ズナガニゴイ					EN	1・7・10
11			イトモロコ					VU	7・10・15
12			デメモロコ				VU		10
13			コウライモロコ					VU	10・12
14		ドジョウ	ドジョウ				NT		7・10・15
15			トウカイコガタスジシマドジョウ				EN	EN	7・10
16		フクドジョウ	ホトケドジョウ				EN	VU	1・10
17	ナマズ	ギギ	ネコギギ	天		県指定	EN	CR	1・7・10
18		アカザ	アカザ				VU	VU	1・7・10・15
19	サケ	サケ	サツキマス（アマゴ）		国内—		NT		7・10
20	ダツ	メダカ	ミナミメダカ				VU	NT	1・7・10・16
21	スズキ	カジカ	カマキリ				VU	VU	1・10
22			カジカ				NT	VU	7
23			ウツセミカジカ（降海回遊型）				EN	VU	1
24		ドンコ	ドンコ					NT	3
25		カワアナゴ	カワアナゴ					VU	1
—	7 目	12 科	25 種	1 種	1 種	2 種	20 種	19 種	

注 1) 選定基準は表 3.1.5-3 に対応する。なお、該当する種がない選定基準は表中から省略した。

注 2) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 3 年）に準拠した。

注 3) 文献番号は表 3.1.5-1 に対応する。

注 4) 「カジカ」は環境省 RDL では「カジカ大卵型」に対応。

注 5) 「ウツセミカジカ（降海回遊型）」は環境省 RDL では「カジカ小卵型」に対応。

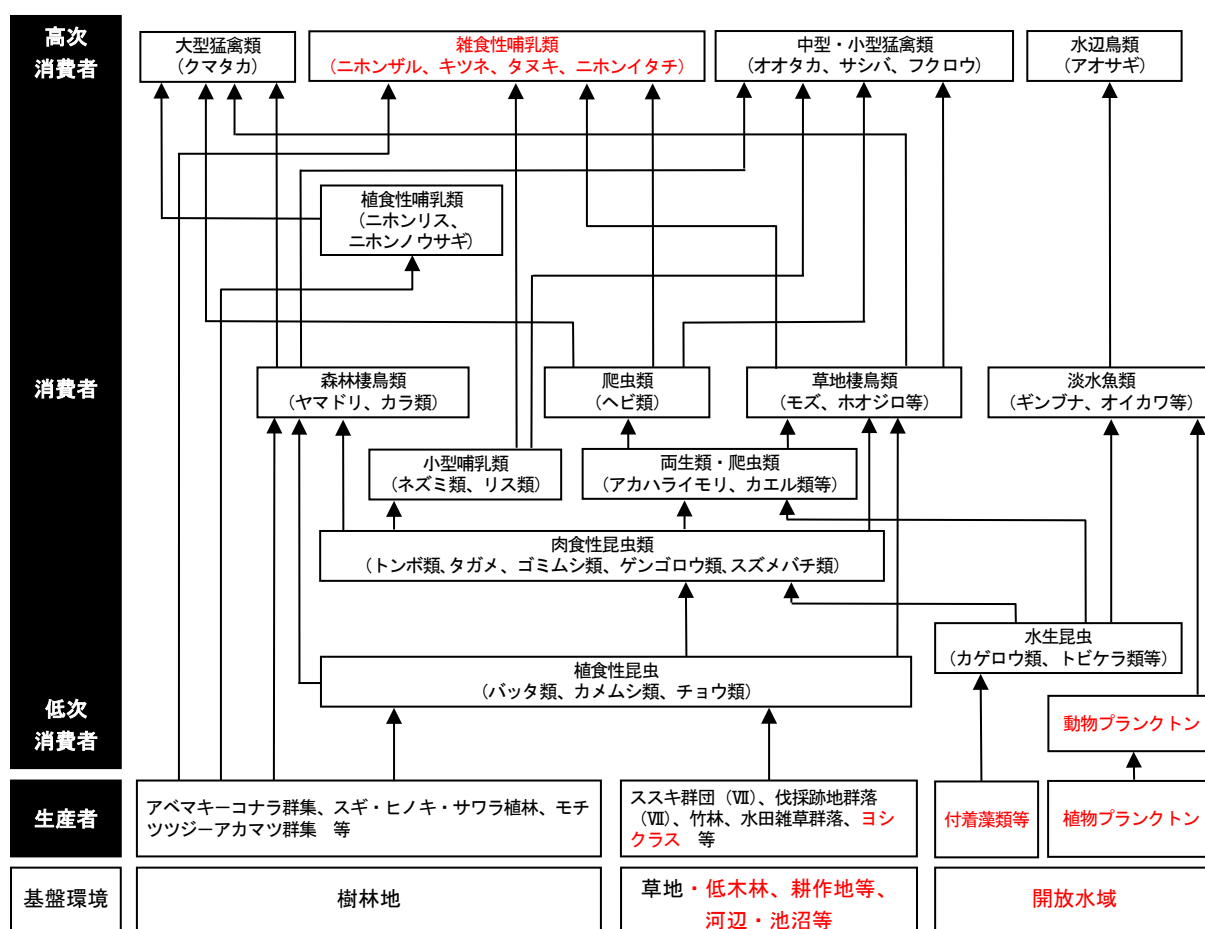


図 3.1.5-11 対象事業実施区域及びその周囲において想定される食物連鎖模式図

表 3.1.5-1 環境類型区分一覧

No.	環境類型区分	植生区分
1	自然林	カナメモチーコジイ群集、イロハモミジ－ケヤキ群集、ケヤキ－ムクノキ群集、ハンノキ群落 (VI)
2	二次林	シイ・カシ二次林、アベマキ－コナラ群集、ケネザサーコナラ群集、アカメガシワ－カラスザンショウ群落、モチツツジ－アカマツ群集
3	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、クロマツ植林、外国産樹種植林、竹林
4	草原・低木林	メダケ群落、クズ群落、ススキ群団 (VII)、伐採跡地群落 (VII)
5	耕作地等	牧草地、路傍・空地雑草群落、果樹園、茶畑、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
6	人工草地	ゴルフ場・芝地
7	河辺・池沼等	ヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス
8	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地
9	開放水域	開放水域

注) 対象となる群落は、表 3.1.5-15 の凡例に対応する。

